

第 3 章

計画の基本的な考え方



1 基本理念

これまでの間、「上越市子ども・子育て支援総合計画」に掲げた「みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来」の基本理念の下、地域社会の中心にこどもを据えた上で、全てのこどもの安全・安心が守られ、こどもが笑顔で自分らしく健やかに成長できる環境づくりに取り組んできました。

この基本理念には、地域社会のつながりが希薄化し、核家族化が進展する中にあって、次代を担うこども一人一人が、地域社会の支え合いや助け合いの下、優しく、あたたかく見守られ、そして育まれることの大切さを示すとともに、その権利が守られ、安全・安心な環境の中で笑顔と希望があふれる生活を送り、輝かしい未来を歩んでほしいという普遍的な願いが込められています。

また、「上越市第7次総合計画」や関連計画の基本理念のほか、こども基本法やこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の考え方、さらには、本計画の策定に当たり実施したアンケート調査やこどもの意見等から見えた今後の施策の方向性とも整合が図られることから、本計画においても「上越市子ども・子育て支援総合計画」の基本理念を引き継ぐこととします。

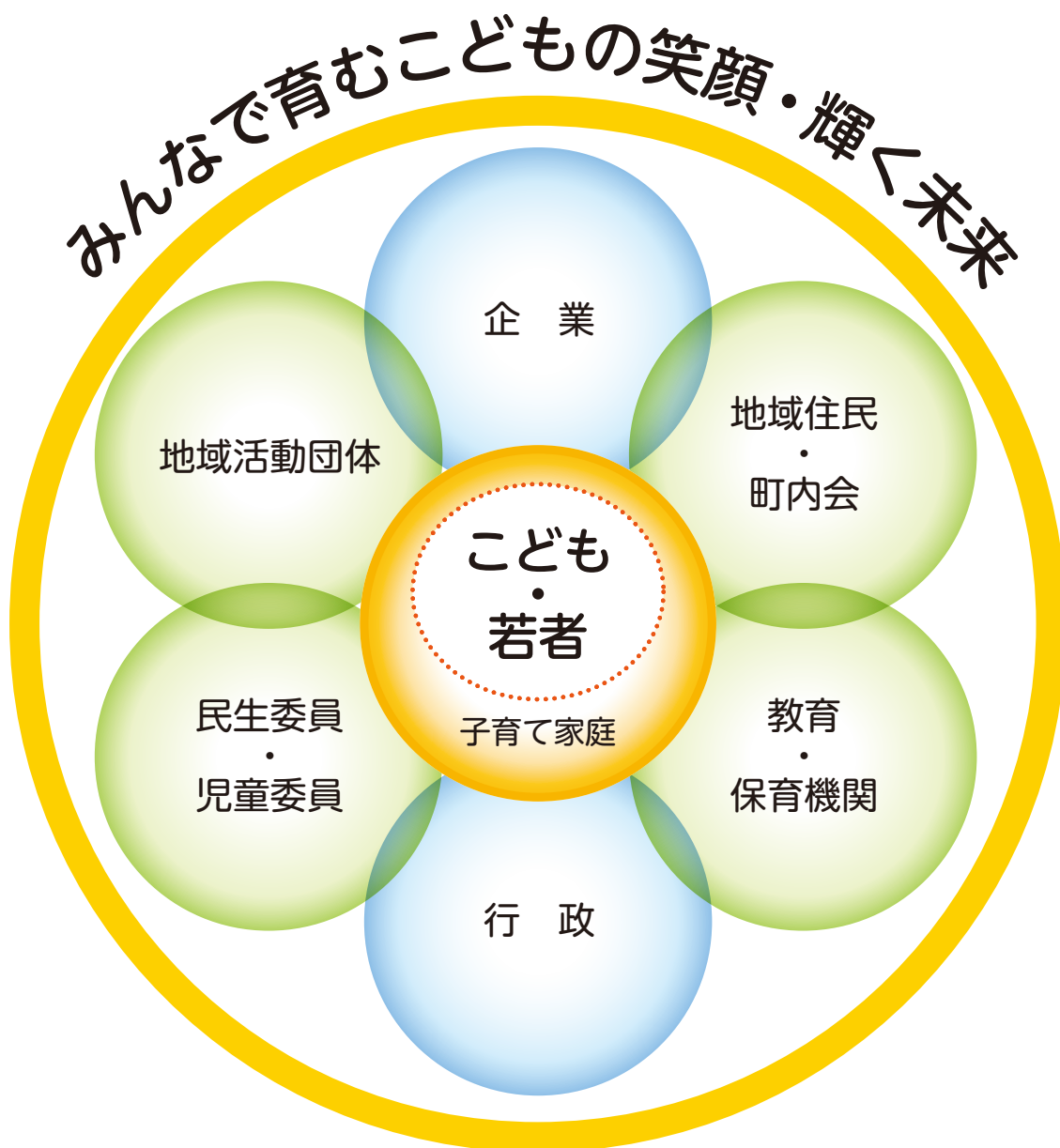
みんなで育むこどもの笑顔・輝く未来

■上越市こども計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）

【基本理念の考え方】

基本理念	考え方
みんなで育む	全てのこどもが安全・安心な環境の中で、自分らしく成長していくためには、子育て家庭だけではなく、町内会、学校、企業、行政等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力し、身近な地域の中で周囲の人たちが、こどもを優しくあたたかく見守り、その声を聴き、支えていくことが大切です。 そして、地域の中で、こどもや子育て家庭を気にかけて、応援する人を増やすとともに、子育て家庭にあっても地域の支えあいの担い手として、共に助け合う関係性を育みながら、地域の子育て力を高めていくことが重要であると考えます。
こどもの笑顔 ・ 輝く未来	全てのこどもが、明るくいきいきとした笑顔で、自分の未来に希望をもって健やかに成長することは、保護者だけでなく、上越市に暮らすみんなの願いです。 それは、未来を担うこどもが自分の可能性を信じ、たくましく成長し、やがて地域を支え、輝かしい未来を創造する人材となってほしいという想いでもあります。

イメージ図



それぞれの主体は、こどもの性別、家庭の経済状況、障害の有無、ルーツなどにかかわらず、全てのこどもの人権を尊重し、見守り、支え、相互に協力してこどもを育む。

2 基本目標

本計画では基本理念を実現するため、4つの基本目標を設定しました。

基本目標 1

安心して子どもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進

子どもを安心して産み育てられるように、子育てや教育等に係る経済的な負担を軽減し、妊娠や出産、子育てに不安や悩みを抱えた子育て家庭が孤立することがないように、分かりやすい情報の発信をするとともに、安心して子育てに向き合うことができるよう、妊娠期から切れ目のない継続的な支援の充実を図ります。また、子どもの障害の有無やルーツにかかわらず、全ての子どもたちの健やかな育ちを支援するため、インクルージョン※を推進するとともに、引き続き保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備します。

基本目標 2

子どもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実

全ての子どもが権利の主体として尊重され、自分らしく自信をもって生きていくために、引き続き子どもの権利について知識の普及や意識の啓発のほか、ヤングケアラーなどを含む児童虐待を未然に防ぐ予防啓発活動を推進します。また、地域や団体、関係機関等と連携し、子どもが意見を表明し、施策に反映する取組の検討のほか、自由に活動できる多様な居場所や体験の場づくりを推進するとともに、医療的ケアが必要な子どもや障害特性のある子どもなど、特別な対応が必要となる子どもと保護者が安心して暮らせる環境の整備を推進します。

基本目標 3

地域や学校、企業等、社会全体で子どもと子育て家庭を支える体制の強化

地域や学校、企業等が連携・協働して子育て家庭を支えるとともに、全ての子どもが支障なく学ぶことができる環境を整備します。また、学校における部活動改革と地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境整備の取組を進め、子どもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整えます。

男女共同参画の理念の浸透と意識の向上を図るため、広報・啓発活動を継続的に行之、共働き・共育を推進し、男性の家事や子育てへの参画を促進します。

基本目標 4

若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍することができる支援の充実

次代を担う若者が、将来に夢や希望を抱いて自ら主体的に就労や結婚など、ライフイベントに係る選択をし、挑戦・活躍できるまちを目指します。

若者同士の交流を活性化するとともに、地域への愛着を持ち、まちの活性化やにぎわい創出等に主体的に関わる若者を育みます。

また、将来の就労を早期にイメージできるよう、多様な団体と連携・協力しながらキャリア教育を推進するとともに、就労や起業に向けた意識の醸成や知識の習得、理解の促進を図ります。

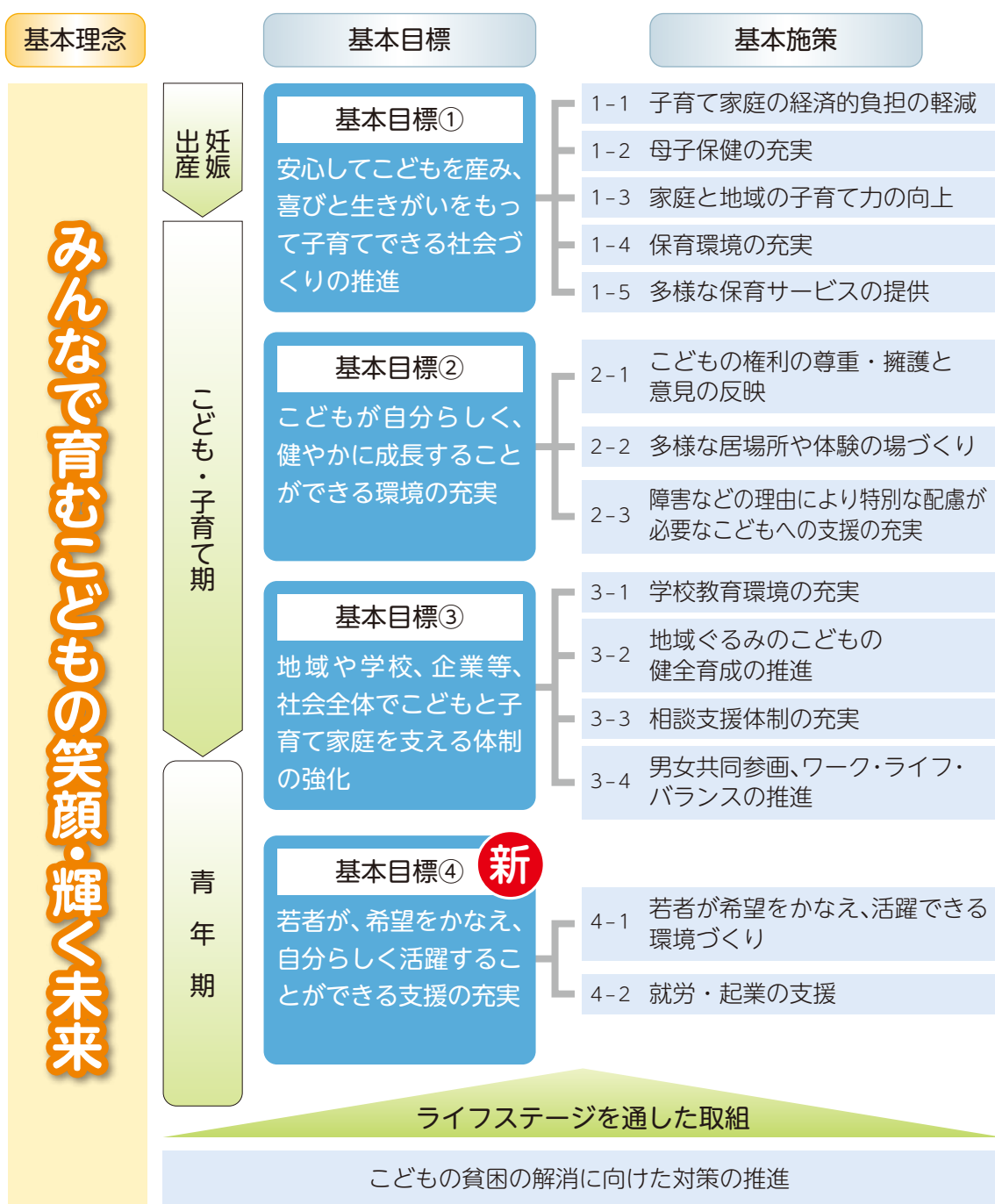
※子どもを権利の主体として捉え、その権利を尊重、保障し、ありのままを受容すること

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標ごとの基本施策を以下のとおり位置付け、多様な施策を展開します。

基本目標はこどもの視点に立ち、分かりやすく示すため、ライフステージごとに整理するとともに、新たに青年期である若者に関する目標を加えました。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進」は、ライフステージを通して縦断的に実施する施策として位置付けました。



4 計画における実施主体とその主な役割

将来を担う子どもたちには、自分や他者を大切に思う心を養い、たくましく成長してほしいと考えます。子育てについての第一義的責任が保護者にあるとしても、子どもたちは次代の社会を担う宝であり、地域全体で大切に守られ、育てられなければなりません。そのためには、誰もが子どもや子育て家庭を大切にする心を共にし、地域社会全体で応援していくことが必要です。

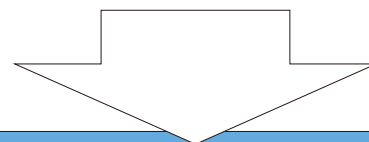
本計画の各取組の主体となる子育て家庭、地域、企業等及び行政は、「上越市子どもの権利に関する条例」に定める「子どもの権利」を尊重し、保障するよう努め、それぞれの立場における役割を果たし、相互に協力しながら、子ども・子育て支援の充実に向けて取り組みます。

【取組の主体と主な役割】

主 体		主 な 役 割
子育て家庭		○ 保護者は愛情をもって、子どもと接すること ○ 家族で協力して、子育てに取り組むこと ○ 保護者同士や地域の人たちとつながりを持つよう努めること
地域 (町内会・学校等)		○ 町内会、民生委員・児童委員、保育園・認定こども園、学校、地域活動団体（NPO 含む）など、地域における様々な活動主体が協力して、こどもの活動を支え、見守り、育むこと ○ 保育園・認定こども園、学校などは大切なこどもを預かり、必要な保育、教育を行うこと ○ 学校はこどもが相談しやすい環境を整えること
社会	企業等	○ 子育て中の労働者を雇用する事業主は、男女を問わず、仕事と子育てを両立しやすい環境を整えること ○ 関係機関等と連携し、若者の就労に向けた取組を支援すること
	行 政	○ こども・子育て支援を総合的に実施し、地域の実情に応じた取組を関係機関等と連携しながら実施すること ○ 関係機関等と連携し、こどもを虐待やいじめによる危険から守ること

上越市子どもの権利に関する条例の概要

条例の目的、基本理念等 (第1章関係)	基本理念
目的 ①子どもの権利の内容を明らかにすること ②子どもの心身の健全な成長を地域社会が支援し、子どもが安心して自信を持って生きることができる地域社会の実現に寄与すること	①子どもは次代を担う地域社会の宝として、あらゆる場面で、この条例や憲法などで定められた権利が尊重され、保障されます。 ②子どもの権利の尊重と保障は、次の事項を基本として行われます。 ・子どもの最善の利益が考慮され、心身の健全な成長が促進されること ・地域社会で守られ、育てられること ・いかなる差別もされないこと ・虐待やいじめによる危険から守られること ・意見が最大限に尊重されること ・自分の可能性を信じ、自身の成長のために努力しようとする意識を持てるようにすること ・自分の権利を自覚するとともに、他の人のことも思いやり、尊重できるようにすること



子どもの権利(第2章関係)	みんなの責務(第3章関係)
● 安心して生きる権利 ・命を大切にされ、愛情を受けてはぐくまれること ・虐待、いじめ、有害な情報等から守られること ・心身を守るために支援を求めること ● 自信を持って生きる権利 ・個性や可能性が大切にされること ・教育や学習の機会が大切にされること ・遊びやスポーツ等に親しむこと ・意見を表明すること ・思想や良心等が大切にされ、差別されないこと ・意見や行動が不当に妨げられないこと ● 地域社会に参加する権利 ・地域活動等に参加する機会が大切にされること ・地域活動等の場で意見が適切に反映されること ● 特別な社会的支援を要する子どもの権利 ● 少数の立場に属する子どもの権利 ・誰もが等しく権利を大切にされること ● 知らされる権利 ・自らの権利を理解できるように知らされること	市の責務 ・あらゆる施策を通じて子どもの権利の尊重と保障に努めること ・国等と連携し、子どもの権利に関する施策を実施すること 保護者等の責務 子どもの成長について第一義的な責任を負うべき存在であることを自覚し、子どもの権利の尊重と保障に努めることなど 地域社会を構成する者の責務 それぞれの活動の場で子どもの権利の尊重と保障に努めることなど 学校等の設置者及び管理者の責務 子どもや保護者等が子どもの権利を正しく理解するように教育等を行うことなど 教育関係者等の責務 職務の遂行に当たり、虐待やいじめの早期発見と早期救済に努めることなど

5 取組の成果指標

基本理念の実現に向け、4つの基本目標に基づきこども・子育て支援施策を推進する上で、取組の成果を客観的な指標で把握できるようにするため、令和11年度における目標値を設定します。

基本目標 1		
安心してこどもを産み、喜びと生きがいをもって子育てできる社会づくりの推進		
指 標	現状値	新目標値
出産や子育てがしやすいと感じる18歳～39歳の市民の割合 (若者世代・子育て世代の市民アンケート調査)	39.9% (R6)	70.0%以上 (R11)

基本目標 2		
こどもが自分らしく、健やかに成長することができる環境の充実		
指 標	現状値	新目標値
自分の将来に、明るい希望を持っていると感じるこどもの割合 (子どもの生活実態に関するアンケート調査)	75.4% (R5)	80.0%以上 (R11)

基本目標 3		
地域や学校、企業等、社会全体でこどもと子育て家庭を支える体制の強化		
指 標	現状値	新目標値
地域が安全で安心して暮らせると感じるこどもの割合 (子どもの生活実態に関するアンケート調査)	69.7% (R5)	75.0%以上 (R11)

基本目標 4		
若者が、希望をかなえ、自分らしく活躍することができる支援の充実		
指 標	現状値	新目標値
自分は幸せだと感じる 18 歳～ 39 歳の市民の割合 (若者世代・子育て世代の市民アンケート調査)	87.0% (R6)	90.0%以上 (R11)